

## 深谷市児童育成支援拠点事業実施要綱

(令和8年5月26日こども未来部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う深谷市児童育成支援拠点事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、深谷市とする。ただし、市長が当該事業を適切に運営することができることを認めた社会福祉法人、特定非営利活動法人等に委託して実施することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者であって、事業による支援が必要であると市長が認めたものとする。

(1) 市内に住所を有する主に学齢期以後の児童及びその保護者であること。

(2) 児童若しくはその保護者からの相談又は庁内の関係部署若しくは関係機関からの情報提供、相談等により把握された者であること。

(3) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 食事、衣服、生活環境等の養育環境に関して課題のある者

イ 不登校の児童、学校生活になじめない児童等であって、かつ、家庭及び家庭以外のいずれにも居場所のない者

2 前項の規定にかかわらず、事業の目的に鑑みて、市長が関係機関からの情報により支援が適切であると判断する者は、対象者としてすることができる。

(内容)

第4条 市長は、対象者に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 安全で安心な居場所の提供
- (2) 生活習慣の形成支援（片付け、手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等をいう。）
- (3) 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業又は進学のためのサポート等をいう。）
- (4) 食事の提供
- (5) 課外活動の提供
- (6) 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
- (7) 保護者への情報提供及び相談支援
- (8) 送迎支援

(定員)

第5条 事業の定員は、1か所当たり20人程度とする。

(職員の配置)

第6条 事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職員を配置しなければならない。この場合において、第1号及び第2号に掲げる職員にあっては必ず配置するものとし、第3号及び第4号に掲げる職員にあっては必要に応じて配置するものとする。

- (1) 管理者 児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導、調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有するもの
- (2) 支援員 児童の福祉の向上に理解及び熱意を有する者で、児童に対して適切な生活支援等を実施できるもの
- (3) 心理療法担当職員 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修

得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者で、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するもの

(4) ソーシャルワーク専門職員 児童を対象としたソーシャルワーク（次のアからウまでに掲げる支援をいう。）の業務に従事していた経験を有する者で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するもの

ア 学校、要保護児童対策地域協議会その他の関係機関が開催する会議への出席等の支援

イ 対象者の家庭への訪問を含めた支援

ウ その他居場所における児童に必要な支援

2 事業の実施に当たっては、児童指導員、保育士、社会福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格若しくは教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者、児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は前項第3号に該当する者のいずれかを一人以上配置しなければならない。

3 第1項第1号又は第2号の職員のうち、1人以上は常勤職員としなければならない。

4 職員の人員配置に当たっては、児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置し、利用者がいる時間帯については、2人以上の職員を配置しなければならない。ただし、利用者が5人未満の場合で、職員のうち1人を除いた者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合は、この限りでない。

（職員の研修等）

第7条 職員の配置に当たっては、研修（個人情報適切な管理、守秘義務等の研修を含む。）の実施、専門的知見を持つ職員及び施設からの指導及び教育により、従事する職員の質の担保に努めるものとする。

（開所日数）

第 8 条 事業における事業所の開所日数は、週 3 日以上とする。

(開所時間)

第 9 条 事業における事業所の開所時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長は、児童の状況、地域の実情等に応じて、開所時間を変更し、及び延長することができる。

(1) 市立学校の休業日（深谷市立小学校及び中学校管理規則（平成 18 年深谷市教育委員会規則第 15 号）第 3 条第 1 項に規定する学校における休業日をいう。） 午前 10 時から午後 6 時まで

(2) 市立学校の休業日以外の日 午後 1 時から午後 7 時まで  
(費用負担)

第 10 条 事業の利用に要する費用は、無料とする。ただし、事業を利用した利用者から負担を求めることが適当と市長が認める場合、実費相当額は、利用者の負担とする。

(利用申請)

第 11 条 事業を利用しようとする保護者は、市長に対し、深谷市児童育成支援拠点事業利用申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用の決定及び却下)

第 12 条 市長は、前条の申請があった場合、必要な審査をした上で、利用の可否を決定し、深谷市児童育成支援拠点事業利用決定（却下）通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(利用の決定の取消)

第 13 条 市長は、前条の規定による利用の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定の取消をすることができる。

(1) 第 3 条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 他の利用者の利用に支障をきたすおそれがあるとき。

(3) その他市長が事業の利用継続が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消をしたときは、深谷市児童育成支援拠点事業利用決定取消通知書（様式第3号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（利用勧奨及び措置）

第14条 市長は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の18第1項の規定により、事業の利用が必要と認められる者に対して、その利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援しなければならない。

2 市長は、前項の規定による利用の勧奨又は支援を決定した場合は、口頭により通告し、又は深谷市児童育成支援拠点事業利用勧奨通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する者が、同項の規定による勧奨及び支援を行っても、やむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る事業を利用することが著しく困難な者であると認めるときは、児童福祉法第21条の18第2項の規定により、当該者に対し措置により事業による支援を提供することができる。

4 市長は、前項の規定による支援の提供を決定したときは、深谷市児童育成支援拠点事業措置決定通知書（様式第5号）により、当該者に通知するものとする。

5 前項の場合において、市長は、第2条ただし書の規定により事業を委託しているときは、当該事業を提供する事業者に対し、深谷市児童育成支援拠点事業措置内容通知書（様式第6号）により通知するものとする。

6 市長は、第3項の規定による支援の提供を終了するときは、深谷市児童育成支援拠点事業措置解除通知書（様式第7号）により、当該者に通知するものとする。

（守秘義務）

第15条 事業に従事する者は、利用者の個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。